

預金規定の改定内容

(アンダーラインは改定箇所)

改 定 後	改 定 前
「普通預金規定」、「普通預金規定（無利息型）」 16. 「定期性総合口座取引規定」 18. (未利用口座管理手数料) (1) <u>＜削除＞</u> 普通預金口座は、最後の預入れまたは払戻し（決算利息の預入れ、本条で定める手数料の引落しを除く）から2年以上利用が無い場合には、未利用口座となります。 (2) 未利用口座となった口座の保有者は、未利用口座管理手数料として当金庫店頭に表示された所定の手数料を徴求する対象とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。 ①口座残高が10,000円以上の口座 ②当金庫（本支店を含みます）で他にお預り金融資産（定期預金、投資信託、保険、外貨預金、国債等）のお取引がある場合 ③当金庫（本支店を含みます）でお借入がある場合。 (3) 前項の場合、当金庫は未利用口座保有者に対して手数料徴求を予告する文書を郵送し、3ヶ月経過しても利用が無い場合は、この口座から、払戻請求書等によらず、未利用口座管理手数料を引き落とします。 (4) 前項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。 (5) この口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。 (6) 前項によって解約された口座の再利用はできません。 <u>(2022年4月1日 現在)</u>	(未利用口座管理手数料) (1) <u>令和3年4月1日以降に開設した</u> 普通預金口座は、最後の預入れまたは払戻し（決算利息の預入れ、本条で定める手数料の引落しを除く）から2年以上利用が無い場合には、未利用口座となります。 (2) 未利用口座となった口座の保有者は、未利用口座管理手数料として当金庫店頭に表示された所定の手数料を徴求する対象とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。 ①口座残高が10,000円以上の口座 ②当金庫（本支店を含みます）で他にお預り金融資産（定期預金、投資信託、保険、外貨預金、国債等）のお取引がある場合 ③当金庫（本支店を含みます）でお借入がある場合。 (3) 前項の場合、当金庫は未利用口座保有者に対して手数料徴求を予告する文書を郵送し、3ヶ月経過しても利用が無い場合は、この口座から、払戻請求書等によらず、未利用口座管理手数料を引き落とします。 (4) 前項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。 (5) この口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。 (6) 前項によって解約された口座の再利用はできません。 <u>(令和3年4月1日 現在)</u>